(様式１)

令和６年度　オリジナルコンテンツ制作（ＩＰ）補助金

対象事業指定申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）

一般財団法人さっぽろ産業振興財団理事長　様

申請者　住所

法人・団体名

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

「令和６年度　オリジナルコンテンツ制作（ＩＰ）補助金」対象事業の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、補助金の対象となるオリジナルコンテンツを完成させるとともに、令和６年度　オリジナルコンテンツ制作（ＩＰ）補助金交付要綱の内容について遵守することを確約いたします。

１　補助対象経費/見積額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

＊経費内訳書の対象経費の合計額を記載

２　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

＊経費内訳書の補助額の合計額を記載

（但し、交付上限額以上の場合は上限額（制作事業者：1,000万円、クリエイター：30万円）を記載）

３　添付書類　＊令和６年度　オリジナルコンテンツ制作（ＩＰ）補助金交付要綱第８条第１項に定める資料

⑴　宣誓書（様式２）

⑵　申請者の定款又はこれに類する規約　※クリエイターの場合は開業届け控えの写し及び直近の確定申告書の写し

⑶　申請者の札幌市税の納税証明書（指名願用）（発行後３ヶ月以内）

⑷　スケジュール（コンテンツ制作・撮影・編集等）

⑸　スタッフの一覧（コンテンツ制作・撮影・編集等）

⑹　経費内訳書（制作事業者：別紙１-１、クリエイター：別紙１-２、社内人件費を含む場合：別紙１-３）

⑺　収支計画表

⑻　コンテンツ内容の企画書

⑼　権利使用に関する使用許諾契約書等

＊事業計画書の内容は、審査基準の対象となるため、できる限り詳しく記入すること。

＊提出する際は、赤字の部分は削除して提出すること。

申請者概要

|  |  |
| --- | --- |
| 法人・団体名  個人事業主名 |  |
| 代表者職・氏名 |  |
| 住所（本社所在地） | 〒　　　－  北海道札幌市  ＊札幌市内に本社を有していない場合は、補助金申請の対象外。 |
| 電話番号 |  |
| ホームページ |  |
| 設立年月日 |  |
| 構成員 |  |
| 沿革 |  |
| コンテンツ制作の実績  （審査基準表③） | ＊実績の概要がわかるものであれば別の様式によることができる。  （公開年・作品名・受賞歴・再生回数・ダウンロード数、販売数などを記載すること。）  例：2015年、アイヌの歴史(映画)、国際短編映画祭優秀賞  例：2020年、札幌の恋（アニメ）、100万再生  ①  ②  ③  ④  ⑤ |
| （事務担当者連絡先） |  |
| 役職 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| e-mail |  |

共同制作者概要　＊共同制作者がいる場合は記入すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人・団体名 |  |
| 代表者職・氏名 |  |
| 住所（所在地） | 〒　　－ |
| 電話番号 |  |
| ホームページ |  |
| 概要 |  |
| （担当者連絡先） |  |
| 役職 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| e-mail |  |

＊共同制作者の概要がわかるものであれば、別の様式によることができる。

事業計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ⑴ | 区分　（該当に◯） | **ゲーム　　　　　　　アニメ　　　　　　　映画**  **ドラマ　　　　　　　　　ドキュメンタリー** |
| ⑵ | コンテンツのタイトル |  |
| ⑶ | コンテンツの内容  （審査基準表①）  （審査基準表②） | **コンテンツの魅力**  ＊「ヒットするだろう」「視聴したい」「購入したい」「ダウンロードしたい」と思わせるコンテンツであるかを、時事的な事象、経験、原作、世相等を織り交ぜながらその魅力を記載すること。またコンテンツの内容の魅力だけでなく、既存の作品やアイデアに対する新しい視点やアプローチなど、独自性や特徴があればそれらも記載すること。 |
| **コンテンツのフォーマットとジャンル**  ＊分数や話数、販売、放映、公開等の媒体、アクション、コメディ、ドキュメンタリー、アニメーション、ゲームのジャンルなどの情報を記載すること。 |
| **ログラインとテーマ**  ＊ログラインは１〜２文で作品内容を端的に表したもの。テーマは鑑賞後や体験後、視聴者やユーザーに何を感じてもらいたい作品なのかを記載すること。 |
| **あらすじ、概要**  ＊コンテンツのあらすじ、概要を記載すること。 |
| **参考文献・関係者へのヒアリング・ストーリーの下調べ**  ＊本企画を第三者に伝える上で、イメージをしやすいビジュアル等があれば別添で付すこと。 |
| ⑷ | 企画の背景  （審査基準表①）  （審査基準表②）  （審査基準表④）  （審査基準表⑤） | **狙うターゲット層**  ＊年齢層、社会的区分け、趣味嗜好など |
| **想定する収支計画（予算）**  ＊制作・編集・配給・宣伝の予算を記載し、それら資金の調達方法と、費用を回収する想定収益プランを記載すること。  ＊補助対象経費外の項目も含めて記載すること。  ＊事業収入や企業協賛等の収入見込みについても漏れなく記載すること（最終的な状況は報告書に記載）。  ＊自社IPコンテンツであることによる特筆すべき点等があればそれらも記載すること。 |
| **コンテンツの販売、放映、公開の具体的な計画**  ＊決定及び今後予定しているコンテンツの販売、放映、公開情報、並びに、収益化の計画を具体的に記載すること。  ＊イベントやマーケット、映画祭などへの出展を計画している場合は、イベント名・開催国・イベント日・規模・出展部門等を記載すること。複数ある場合は複数記載すること。合わせて参加理由として、なぜ、そのイベント等に出展するのかなどを記載すること。  ＊放映や公開、販売先など、具体に計画している内容を露出媒体・放映国・放映予定日・想定される視聴者数・販売数・総露出時間・クロスメディア展開・SNS情報発信などを含めて記載すること。  ＊自社IPコンテンツであることによる特筆すべき点等があればそれらも記載すること。 |
| ⑸ | 制作体制  （審査基準表③） | **関与する企業（制作、協賛、協力企業など）**  ＊開発・制作・編集において、関与する企業とその役割を記載すること。 |
| **人材**  ＊脚本・監督・制作スタッフ・キャスト・声優など、本コンテンツ制作の質に関わる人物の名前、経歴、関わり方などを記載すること。 |
| ⑹ | 制作期間  （審査基準表③） | **制作期間**  　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日  (延べ　　日間）  【以下、映画、ドラマ、ドキュメンタリーの場合】  **撮影期間**  　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日  (延べ　　日間）  **編集期間**  　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日  (延べ　　日間）  **撮影されたロケ地・編集した場所** |
| ⑺ | 作品を活用したプロモーション展開への確認 | 本補助金申請では、交付要綱第17条各項各号に基づき、以下の承諾が必要であるため、確認・承諾の意思として□部分にチェックマークを付けること。  □ 札幌市及び一般財団法人さっぽろ産業振興財団が行うセミナーや事業説明会等において、本補助金で制作したコンテンツを利用することについて承諾する。  （＊本補助金では本コンテンツの販売・放映・公開後に、補助金事業の説明会などで取組みの一例として紹介することがある。利用する場合は、都度双方の協議の上決定することとする。）  □ 札幌市及び一般財団法人さっぽろ産業振興財団が、本補助金に係る作品名・映像・写真などの素材を活用しシティプロモート等の取り組みで利用することについて承諾する。  □ 本補助金に係る制作物、宣伝広告物やWEB宣伝ページ等が作成された場合、札幌市映像制作補助金・サッポロスマイルロゴ等を記載することについて承諾する。 |
| ⑻ | 知的財産権に関する事項  (審査基準表④)  (審査基準表⑤) | **他者の権利使用に関する事項**  ＊申請者は本補助金で制作するコンテンツの知的財産権保有者であり、自らが作品を販売する権利を有するものでなければならない。  ＊制作するコンテンツに含まれる著作権・肖像権・映像音声二次使用権等の諸権利処理について、適切に行っていることがわかるようその処理状況を記載し、別途、使用許諾契約書等の写しを提出すること。なお、申請時に契約等が完了していない場合は案を提出し、契約等の完了後速やかに写しを提出すること。  ＊原作を使用してコンテンツを製作する際には、原作使用許諾契約書をどこと交わすものなのか等記載し、また契約書（契約前の場合は案）の写しも別途提出すること。  ＊監督や制作会社に対してコンテンツの権利帰属契約を結ぶ場合、脚本家の創作した脚本の著作権の譲渡を受けることが必要な場合は、その旨をここに明記し、契約書（契約前の場合は案）の写しも別添で提出すること。  ＊契約書作成において、弁護士などへの外部委託を行なう場合は、弁護士名・事務所名を記載すること。  ＊制作するコンテンツにおいて、一切の他者権利の使用許諾取得、諸権利関係処理等が必要無い場合は、その旨記載すること。 |
| **知的財産権登録、出願に関する事項**  ＊申請者は本補助金で制作するコンテンツの知的財産保有者であり、自らが作品を販売する権利を有するものでなければならない。  ＊コンテンツ完成後の各種知的財産権登録・出願等の計画を具体的に記載すること。  ＊権利登録、出願において、弁理士などへの外部委託を行なう場合は、弁理士名・事務所名を記載すること。 |
| ⑼ | コンテンツ完成後のビジネス展開  (審査基準表⑤) | **本コンテンツの制作により得られる、今後のビジネスにおける自社への効果** |
| **制作したコンテンツの二次利用等、IPビジネス展開の計画**  ＊制作したコンテンツの二次利用等、今後のIPビジネスへの展開について計画を記載すること。 |